

犯罪や非行のない明るい社会を目指して 社会を明るくする運動

7月は社会を明るくする運動の強調月間です。この運動は、法務大臣が提唱し、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的に、全国規模で実施する運動です。今年も啓発活動の一環として、「社会を明るくする運動特別映画会」を開催します。

特別映画会

■上映作品・時間

そして父になる(120分)
主演は、初の父親役を演じた福山雅治さんで、息子を取り違えられた二つの家族の葛藤の物語。血のつながりか、共に過ごした時間か、突きつけられる究極の選択が描かれています。

■日時

7月1日(水)
午後2時

■場所

市立図書館2階AVホール

■費用

無料

■申込み

不要

■定員 先着50人

※定員を超えた場合は入場を制限します。

平成27年度第1回 まちづくりふれあいミーティング

市民の皆さんと市長が、日頃から感じていることを直接語り合えるよう、まちづくりふれあいミーティングを開催します。

■テーマ

みんなで創る
これからの富里

■日時

6月27日(土)
午後1時30分～
3時30分

■場所

中央公民館
4階大会議室

■対象

市内在住、在勤
在学の人

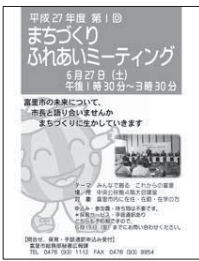
■申込み

不要

※保育または手話通訳を希望する人は6月19日(金)までに問い合わせてください。

■秘書広報課秘書広報班

☎(93) 11112
FAX(93) 99554



富里市長選挙立候補予定者の説明会

■選挙管理委員会 ☎(93) 11113

富里市長選挙(7月26日告示、8月2日投票)の立候補予定者を対象に、立候補の手続きや選挙に関する留意事項について説明会を開催します。

■日時 7月1日(水) 午後2時～

■場所 中央公民館2階研修室 ■申込み 不要



子育て情報

■提出先

子育て支援課児童家庭班
☎(93) 4497

子ども医療費助成受給券をお持ちの人は

0歳～中学3年生を対象に、子ども医療費助成受給券を交付しています。

8月1日以降に発行する受給券の自己負担額は、平成27年度の世帯全員の課税状況によって決まります。

平成27年1月2日以降に、富里市に転入した人は、平成27年1月1日時点で住民登録をしていた市区町村で、平成27年度の市区町村民税額を証明できる書類(課税額、所得額、控除額、扶養人数の記載のあるもの)を取得し、提出してください。

■提出期限 7月3日(金)

■児童手当

現況届は6月中旬に

児童手当を受けている人は、すでに送付されている「現況届」を提出してください。

現況届は、6月1日を基準日として児童手当を引き続き受けられる資格があるか確認するためのものです。

現況届の提出がないと、手当が受けられなくなりますので、忘れずに提出してください。なお、平成27年2～5月分の児童手当は、6月10日に指定口座に振り込みましたので、確認してください。

■提出期限 6月30日(火)

差し押さえ物件を インターネットで公売

市では、市税滞納者から差し押さえた財産を、次のとおりインターネットで公売します。

■公売物件 不動産

▼土地

○山武市木原字縄ノ作

2567番36

山林(宅地) 137㎡

○山武市木原字縄ノ作

2567番1

山林(公衆用道路)

913㎡

(持分1826分の55)

▼建物

工場 1階110・04㎡

2階49・68㎡

■公売参加申込期間

7月7日(火) 午後1時～

23日(木) 午後11時

■入札期間

7月30日(木) 午後1時～

8月6日(木) 午後1時

インターネット公売についての詳しい内容や参加方法は、市ホームページ内の「富里市インターネット公売ガイドライン」などで確認できます。

また、公売の参加・入札は、ヤフー株の「官公庁オークション」のページで手続きしてください。なお、売却で得た代金は、未納税金などに充てられます。

ヤフー株

官公庁オークションページ

HP <http://kouhai.auctions.yahoo.co.jp/>

■納税課納税班

☎(93) 38955

インターネット公売専用

はい、こちら 消費生活センターです！

消費生活
相談コラム
131

●断ったのに

高額の「皇室」の本が送られてきた！の巻

断ったのに高額な「皇室」の本が送られてきたという相談が寄せられています。

◆事例◆

数日前、高齢の母が「昭和50年代の天皇家のことが分かる楽しい本があるので買いませんか。値段は3万6千円です。」と電話で勧誘された。母は「新聞や本は読めないし、興味ありません。」と断ったが、宅配便で皇室に関する書類が送付され、受け取ってしまった。

◆アドバイス◆

○注文や承諾をしていない商品が届いても、受け取る義務も支払う義務もありません。宅配業者に「受け取りません」と伝え、受け取り拒否をしましょう。受け取り拒否しても宅配業者に迷惑はかかりません。○「確認が取れない荷物は受け取らない」というルールを家族で作っておくのも、一つの方法です。

消費生活に関する事で、お困りのことがありますら、消費生活センターへ相談してください。相談は無料で秘密は厳守されます。

■日時

月～金曜日

(祝日、年末年始を除く)

午前10時～正午

午後1時～4時

■場所

市役所分庁舎2階

■その他

地域や団体などの希望に応じて、消費生活相談員を無料で派遣し、トラブルを未然に防止するための講座などを開催しています。

■相談先

消費生活センター ☎(93) 5348

とみリンです。
電話待ってるリン♪

